



# 産業廃棄物収集運搬車には 表示及び書面備え付けが義務付けられます

近年、悪質な産業廃棄物の不法投棄が多発する中、その運搬車に対する取締りを強化することが課題となっています。

このたび、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「同施行規則」が改正され、産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書面備え付けが義務付けられました。これは、走行中の運搬車が産業廃棄物を運搬していることを明確にし、適正な運搬を行っているかどうかを確認するための制度で、平成17年4月1日より施行されます。

施行日以降に表示及び書面備え付けを行っていない場合、**産業廃棄物処理基準違反**となり、**行政処分の対象**となります。つきましては、以下の内容について、適切な実施をお願いいたします。

## 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する車両に係る表示内容

運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行なう際には、以下の事項を車体の両側面に見やすいように表示しておくこと。

- ・ 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・ 許可業者の氏名又は名称
- ・ 統一許可番号（下6けた）

### ※表示方法の例は裏面を参照

#### 【更新許可申請、変更届（変更許可申請）の際の留意点】

東京都に産業廃棄物の収集運搬業の更新許可申請及び変更届（変更許可申請）を提出される際には、登録車両に上記の表示がなされていることについて確認させていただきます。

## 運搬中の車両に備え付ける書面の内容

運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う際には、当該運搬車に以下の書面を備え付けておくこと。

- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
  - ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- （なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報）

**（注）排出事業者自らが運搬する場合も、表示及び書面備え付けの義務付けがあります。**

お問い合わせ先

東京都環境局産業廃棄物対策課

審査係（許可申請に関すること）

03-5388-3587

規制監視係（処理業者の指導に関すること）

03-5388-3589

ホームページ <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai>

## 産業廃棄物収集運搬車の表示例

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記  
・140ポイント以上の大きさの文字<sup>(1)</sup>

4.9cm<sup>(2)</sup>以上

# 産業廃棄物収集運搬車

3.2cm<sup>(2)</sup>以上

## 氏名又は名称

許可業者の氏名又は名称（許可証記載の通り）  
・90ポイント以上の大きさの文字<sup>(1)</sup>

## 許可番号 第123456号

3.2cm<sup>(2)</sup>以上

統一許可番号（下6けた）

・90ポイント以上の大きさの数字<sup>(1)</sup>

(1) JIS Z 8305 で規定されている大きさ  
1ポイント=0.3514mm

(2) JIS Z 8305 で規定されている大きさを  
1mm単位で四捨五入した数値です。

## 表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを手体にて固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行なう場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。